平成２３年（フ）第４５１５号
東京都目黒区五本木２丁目９―20―201
破産者　橘田　生基
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５５９号
東京都新宿区市谷加賀町２丁目２―14　ベラ市谷Ⅱ―２階
破産者　岩田　真人
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５８０号
千葉県香取市山川296―１
破産者　古場　宏美
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５８５号
東京都江東区亀戸７丁目４―９―36
破産者　山下日出丸
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５８６号
東京都江東区亀戸７丁目４―９―36
破産者　山下つる子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５８８号
東京都板橋区蓮根２丁目７―３―201
破産者　小山五輪子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６２５号
千葉県習志野市大久保４丁目13―42―105
破産者　若林美也子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６３５号
神奈川県横浜市港南区港南５丁目18―22
破産者　宇野　義彦
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６３６号
神奈川県横浜市港南区港南５丁目18―22
破産者　宇野喜代美
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７２２号
東京都墨田区墨田２丁目10―10―102
破産者　廣川　美子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７２６号
神奈川県横浜市中区山下町92―５―1010
破産者　前田晃司郎
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７３４号
神奈川県横浜市神奈川区七島町151―401
破産者　関本沙知香
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５３号
埼玉県越谷市西方１丁目3440―１―２―110
破産者　松井英里子（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５４号
東京都練馬区桜台６丁目23―４―Ａ―105
破産者　中川　政二
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６１号
東京都江戸川区松江７丁目18―23　α―ＮＥＸＴ船堀第２ＮＯ２―203
破産者　香取　　隆
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６２号
東京都江戸川区一之江６―16―７、住民票上の住所東京都江戸川区船堀３丁目11―20
破産者　香取　　功
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７６７号
東京都江東区亀戸７丁目57―12―1221
破産者　桃林美枝子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５０号
千葉県野田市中野台鹿島町１番地の15
破産者　黄金井嗣廣
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１２号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地27棟301号
破産者　芳賀　丈夫
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６２号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番60―205号
破産者　塚田　秀夫
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６３号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番60―205号
破産者　塚田紀久子
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６９号
千葉県柏市増尾台２丁目１番２号
破産者　山田　康彦
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部